

牛久市スポーツ推進計画

目次

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 策定の趣旨.....	1
第2節 計画の位置づけ.....	2
第3節 スポーツ推進計画策定に関する法令.....	3
第4節 計画の期間.....	3
第5節 計画におけるスポーツの定義.....	3
第2章 牛久市のスポーツを取り巻く環境	4
第1節 スポーツ施設の現状.....	4
第2節 スポーツ活動の現状.....	6
第3節 施策の展開に向けて.....	17
第3章 計画の基本的な考え方	18
第1節 基本理念.....	18
第2節 基本目標.....	19
第3節 施策の体系.....	20
第4章 施策の展開	22
第5章 計画の推進	37
推進体制と進行管理.....	37
資料編	39

第1章 計画策定にあたって



第1節 策定の趣旨

2011年に制定された「スポーツ基本法」の前文において、「スポーツは世界共通の人類の文化であり、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものであるとともに、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利である」とされています。また、同法において、スポーツは、青少年の健全育成や、地域社会の再生、心身の健康の保持増進、社会・経済の活力の創造、我が国の国際的地位の向上など国民生活において多面にわたる役割を果たすものとされています。

2022年3月に国において策定された「第3期スポーツ基本計画」では、東京オリンピック・パラリンピック競技大会（東京大会）のスポーツ・レガシーの発展に向けて、特に重点的に取り組むべき施策を掲げるとともに、「新たな3つの視点」である、①スポーツを「つくる／はぐくむ」、②スポーツで「あつまり、ともに、つながる」、③スポーツに「誰もがアクセスできる」を支える具体的な施策を掲げています。

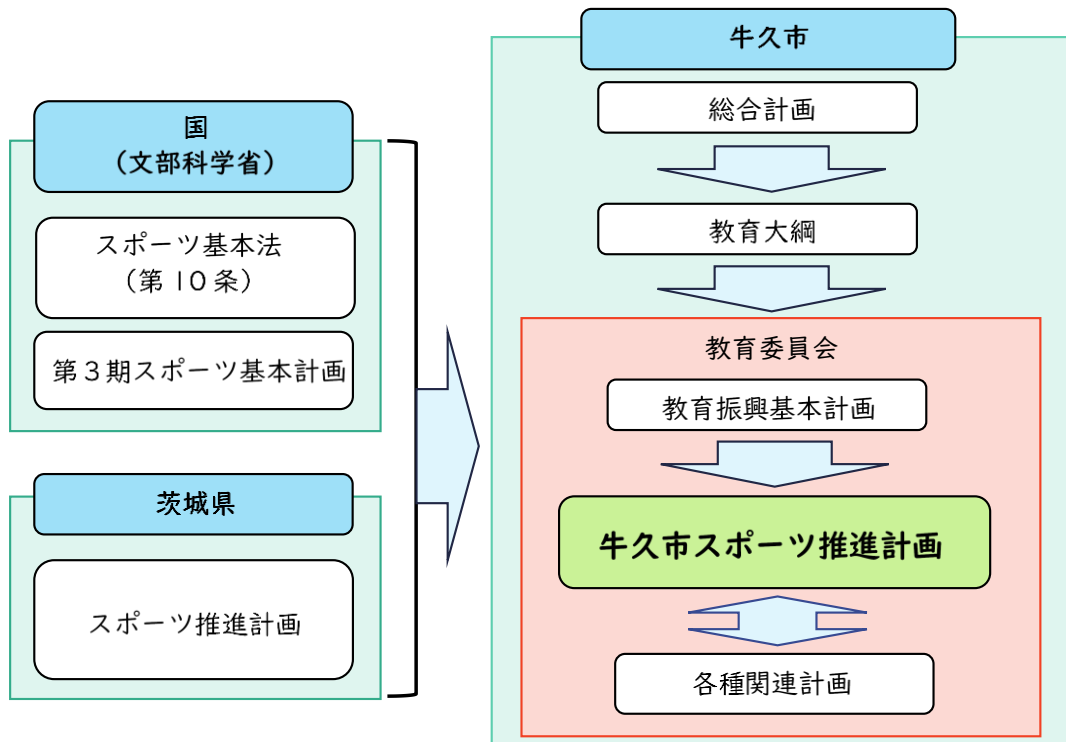
さらに、茨城県は2015年3月に「茨城県スポーツ推進計画～いきいき茨城スポーツプラン～」を策定し、「活力と生きがいのある生涯スポーツ社会の形成」を基本理念とし、推進を図っているところです。

スポーツは、人格の形成、体力の向上、健康寿命の礎であるとともに、地域の活性化やスポーツ産業の広がりによる経済効果など、明るく豊かで活力に満ちた地域社会を形成する上で欠かせないものです。

本市は、このような国や県の動向、多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツの価値を認識することで、一人でも多くの市民が生涯にわたりスポーツに親しむことができる環境づくりを進めるとともに、学校体育・スポーツ、生涯スポーツ、競技スポーツ並びに障がい者スポーツの分野において、スポーツに係る多様な主体の連携と協働がスポーツの発展を支える好循環をもたらすことができるよう、「牛久市スポーツ推進計画」を策定するものです。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、国や県の計画との整合を図りつつ、本市の最上位計画である総合計画の方針に基づき、関連計画との整合を図りながら策定しています。



【国/第3期スポーツ基本計画】

スポーツ基本法第9条1項に基づき、文部科学大臣が定めなければならないとされている、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画。第3期は、計画期間を2022年度からの5年間とし、第2期の評価等を踏まえて策定されたもの。

【茨城県/スポーツ推進計画】

「学校における子供の体育・スポーツの充実」、「ライフステージに応じた県民の運動やスポーツ活動の推進」、「国内外で活躍する本県選手の育成と強化」、「スポーツ環境の整備と充実」の4つの柱を掲げ、生涯スポーツ社会の実現に向けて、スポーツ振興に係る施策や指針を示している計画。

【牛久市/総合計画】

「笑顔あふれる にぎわいとやすらぎのあるまち うしく」をまちづくりの将来像とする、20年間の牛久市のまちづくりの目標となる計画。

【牛久市/教育大綱】

市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定める計画。

第3節 スポーツ推進計画策定に関する法令

本計画は、スポーツ基本法第10条に基づいて策定するものです。

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第10条

（第1項）

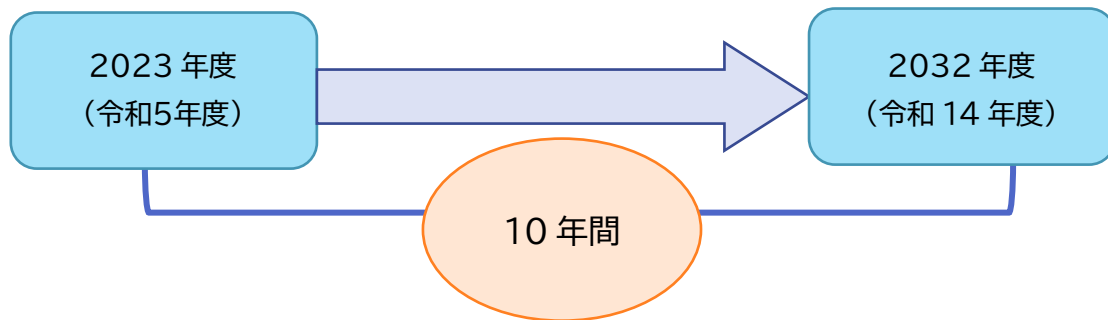
都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十四条の二第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

（第2項）

特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第4節 計画の期間

本計画の期間は2023（令和5）年度から2032（令和14）年度までの10年間とします。ただし、社会情勢の変化等により、必要に応じて計画の見直しを行います。



第5節 計画におけるスポーツの定義

本計画における「スポーツ」とは、陸上競技や野球などの順位や勝敗を決める競技スポーツに加え、散歩やサイクリング、野外活動やスポーツ・レクリエーション活動も含めた、市民誰もが楽しめる、様々な楽しみ方を含めたあらゆる「身体活動」を幅広く捉えたものです。

また、自らスポーツを行う「する」、観客として楽しむ「みる」、試合や選手をサポートする「ささえる」、これら3つのどの関わり方も全てスポーツとして捉え、市民一人ひとりがスポーツに「自発的」に参加し、「楽しさ」や「喜び」を得ることができるとのことであり、さらには日々の生活や心をより豊かにするものです。

第2章 牛久市のスポーツを取り巻く環境



第1節 スポーツ施設の現状

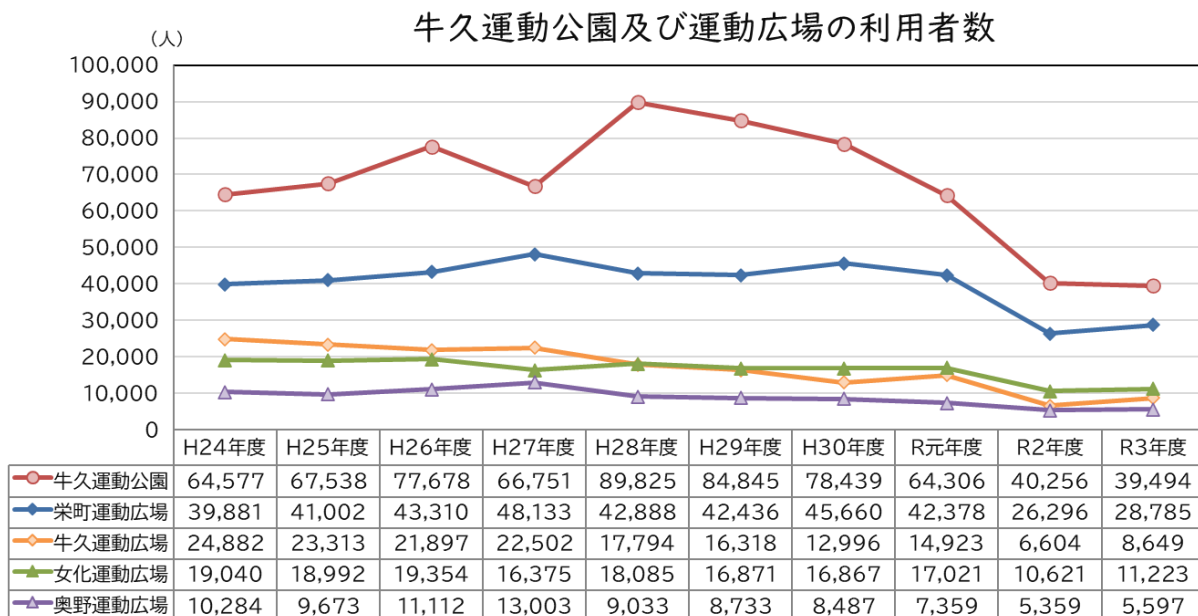
(1) 施設基本情報

○牛久市のスポーツ施設は、5施設となっています。最も新しいものは、「女化運動広場」で2016年の建築となっています。最も古い「牛久運動公園」を含め、4施設で建築年数は30年以上が経過しています。

施設名称	所轄課	棟数	建築年度 (施設で最も古い建物)	総延床面積 (㎡)	大規模改修履歴
牛久運動公園	スポーツ推進課	9	1987	9,524.66	2019年武道館新設
栄町運動広場	スポーツ推進課	5	1989	55.41	
牛久運動広場	スポーツ推進課	4	1989	335.34	
女化運動広場	スポーツ推進課	1	2016	34.78	
奥野運動広場	スポーツ推進課	1	1989	125.00	

(2) 牛久運動公園及び運動広場の利用者数

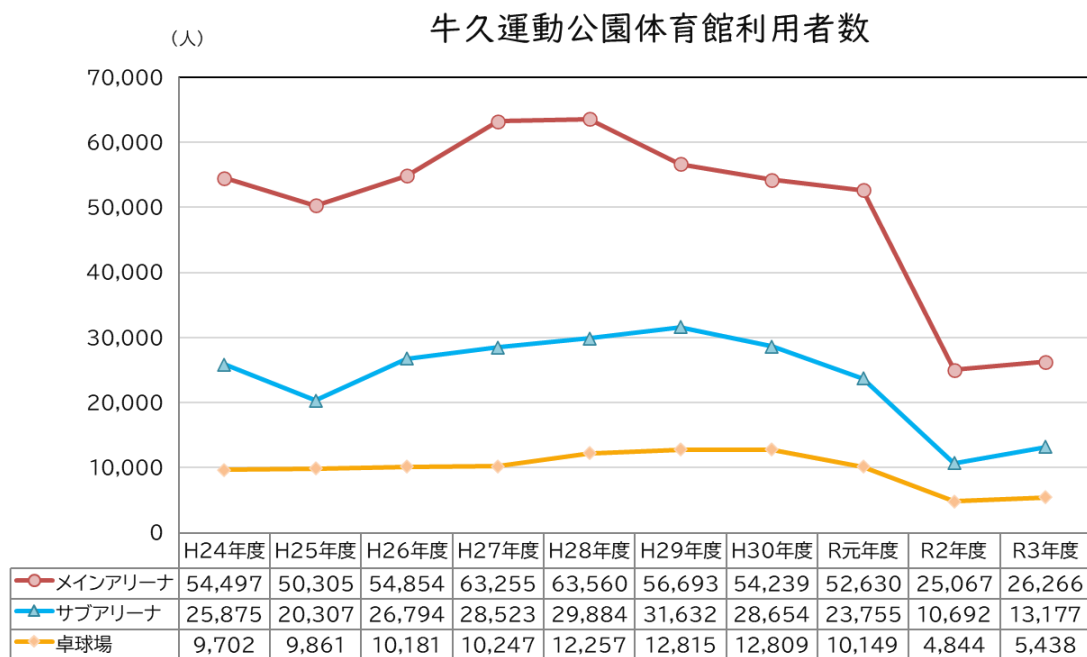
○各スポーツ施設の利用者数をみると、どの施設も平成28年度以降は減少傾向となっており、さらに令和2年度以降はコロナ禍の影響により大きく減少しています。



※スポーツ推進課

(3) 牛久運動公園体育館利用者数

○各施設の利用者数をみると、どの施設も平成29年度以降は減少傾向となっており、さらに令和2年度以降はコロナ禍の影響により大きく減少しています。



※スポーツ推進課

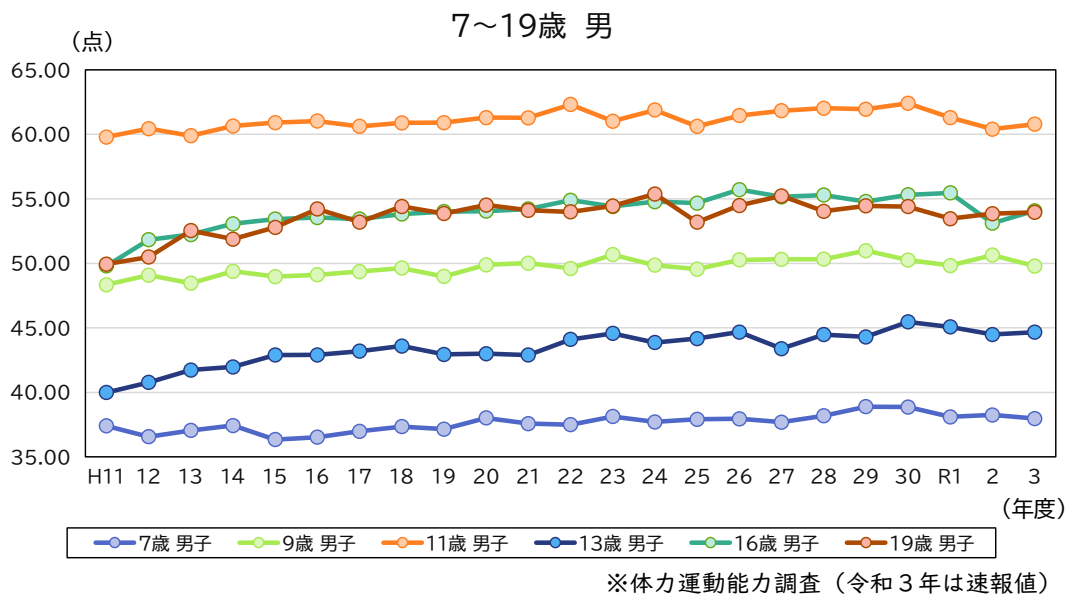
第2節 スポーツ活動の現状

(1) 全国体力運動能力調査から

※文部科学省が昭和39年より国民の体力・運動能力の現状を明らかにするとともに、体育・スポーツの指導と行政上の基礎資料を得るために毎年実施している調査。
 下記は全国のそれぞれの年代の合計点の推移を示しています。

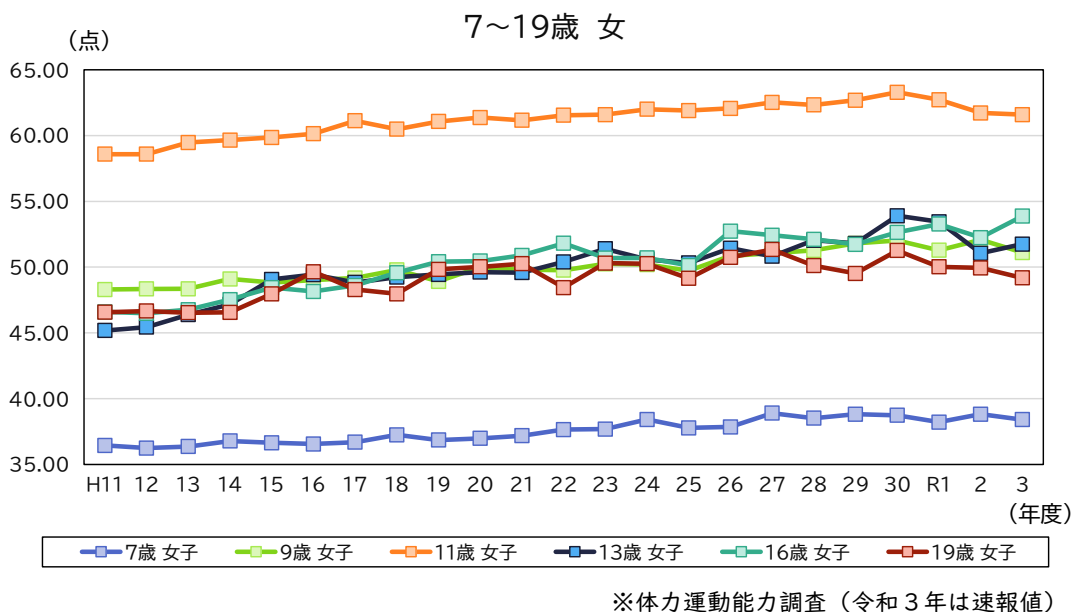
① 7～19歳 男

○7歳及び9歳の伸び率が小さいものの、全体的には点数は上がっています。11歳は一貫して高い点数で推移しています。



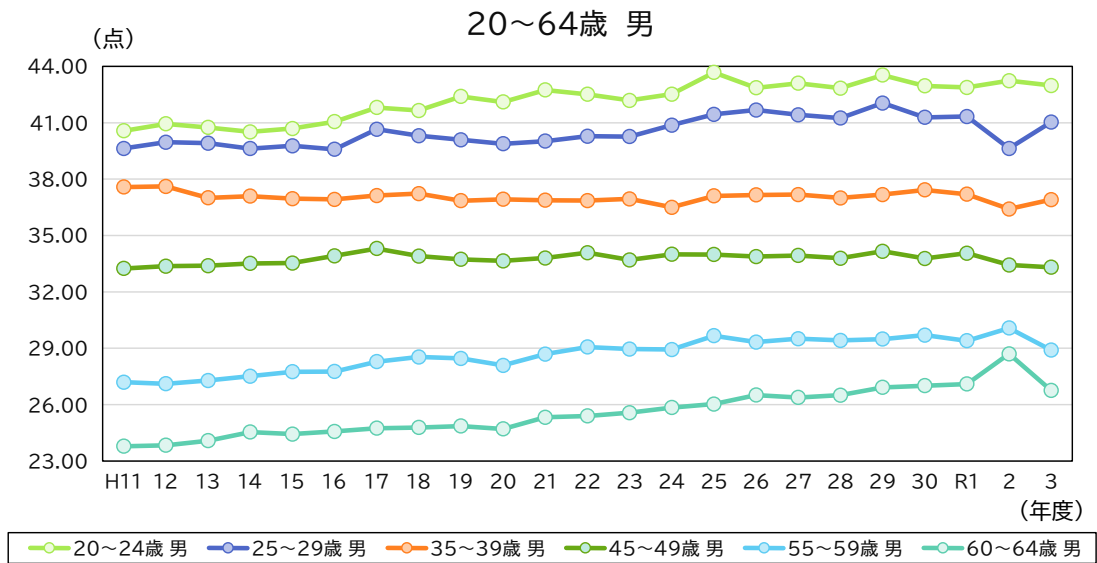
② 7～19歳 女

○11歳は男と同様、一貫して高い点数で推移しています。9歳及び13歳～19歳は、入れ替わりが激しいものの、増加傾向で推移しています。



③20～64歳 男

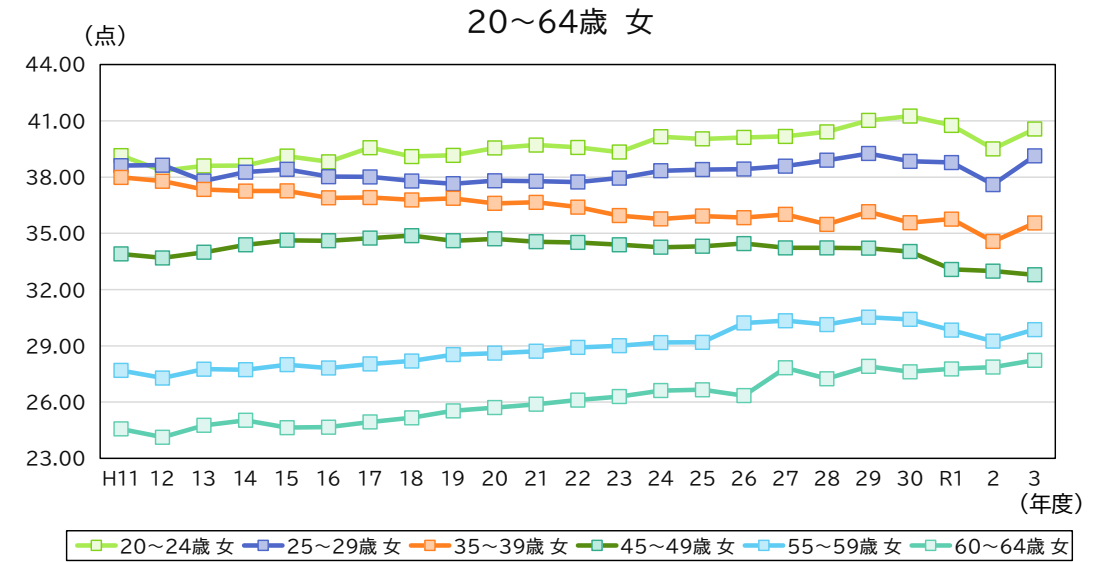
○年齢が高くなるにつれて、点数は低くなっていますが、全体的には増加傾向で推移しています。



※体力運動能力調査（令和3年は速報値）

④20～64歳 女

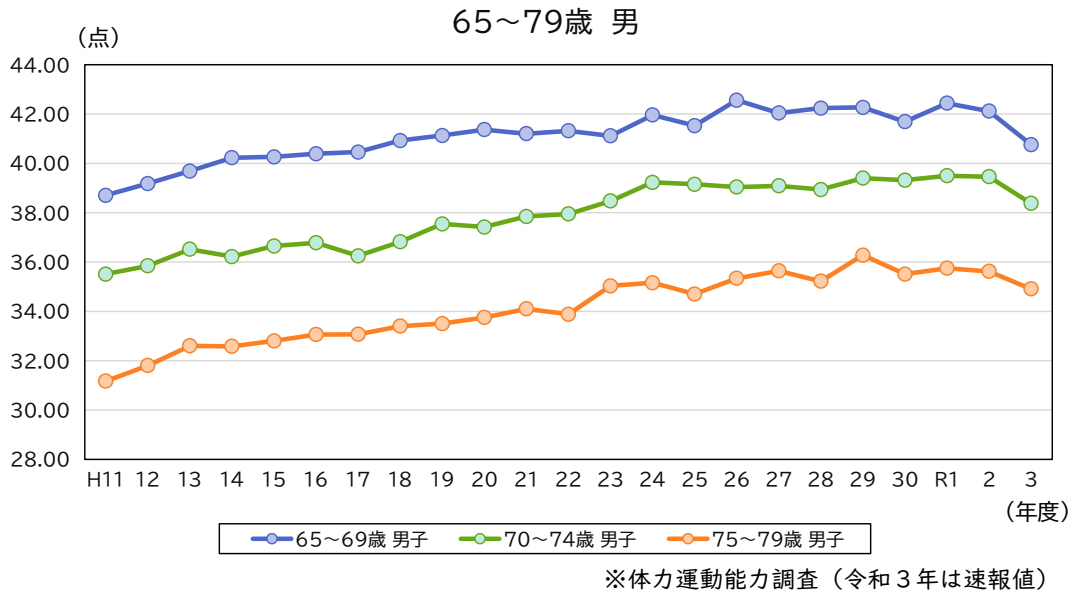
○年齢が高くなるにつれて、点数は低くなっています。平成11年以降55～64歳は増加傾向で推移しており、35～39歳は減少傾向で推移しています。



※体力運動能力調査（令和3年は速報値）

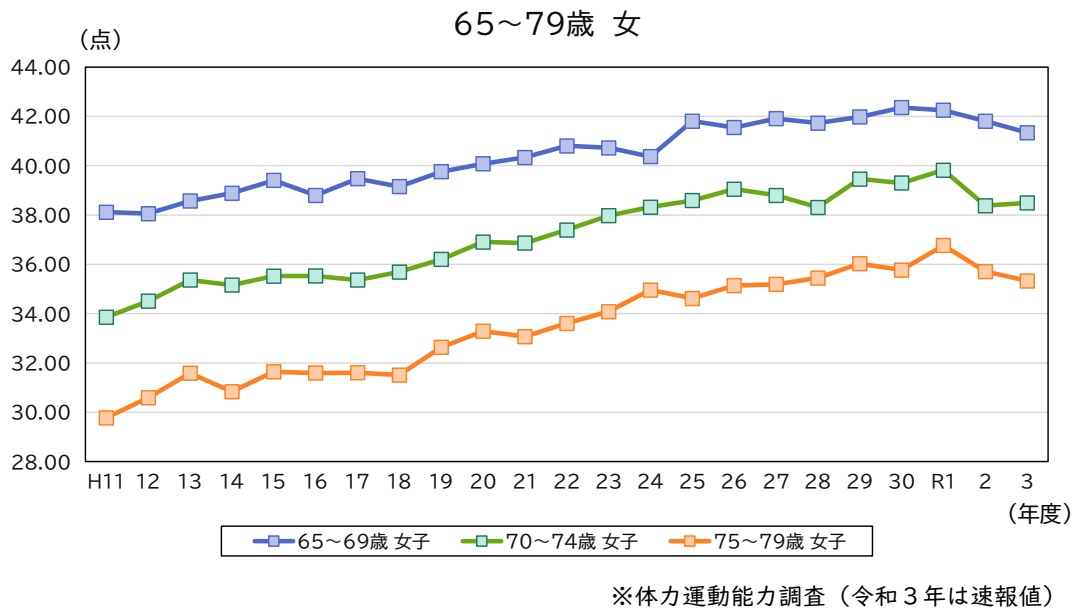
⑤65～79歳 男

○年齢が高くなるにつれて、点数は低くなっています。全体的にみると、平成29年度までは増加傾向でしたが、令和元年に減少傾向に転じています。



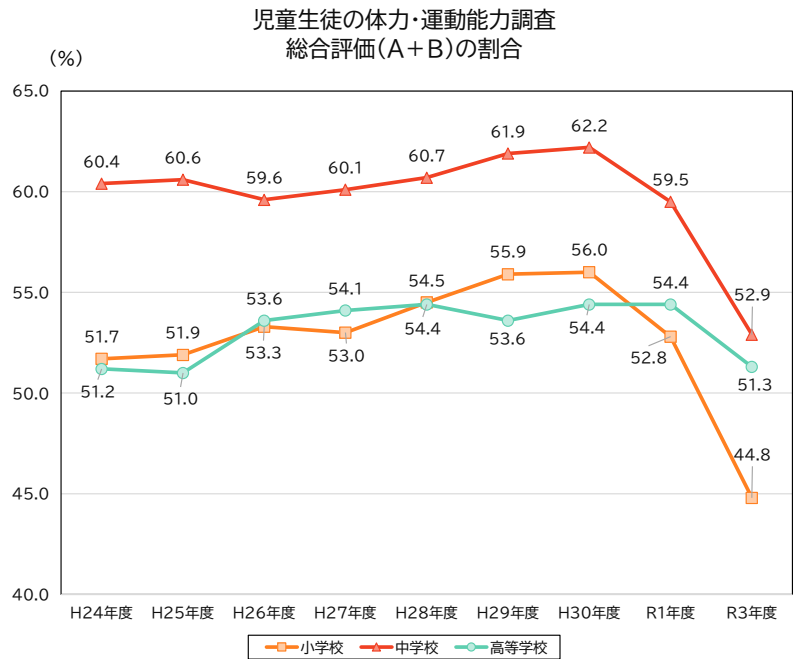
⑥65～79歳 女

○男同様、年齢が高くなるにつれて、点数は低くなっています。全体的にみると、平成29年度までは増加傾向でしたが、令和元年に減少傾向に転じています。



(2) 県内の児童生徒の体力・運動能力調査から

○児童生徒の体力・運動能力調査の総合評価（A+B）の割合をみると、令和元年から令和3年に小・中・高すべてで減少しています。特に小学生が8.0ポイント減少となっています。

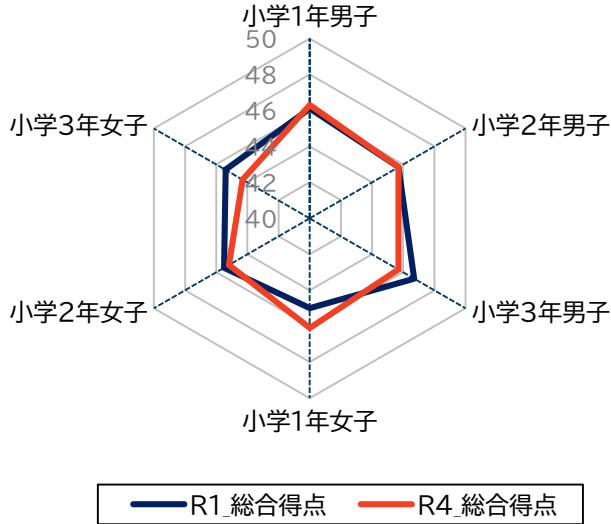


※茨城県教育委員会 児童生徒の体力・運動能力調査報告書
※令和2年はコロナウイルス感染症の影響により実施せず

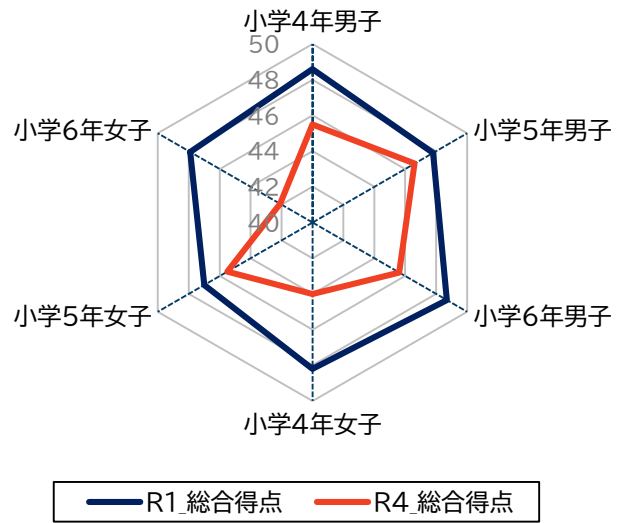
(3) 牛久市の児童生徒の体力・運動能力調査から

○牛久市の児童生徒の体力・運動能力調査の結果を、令和元年度及び令和4年度で比較すると、小学4年生から中学3年生の男女で、令和元年度より令和4年度は大幅に低くなっています。

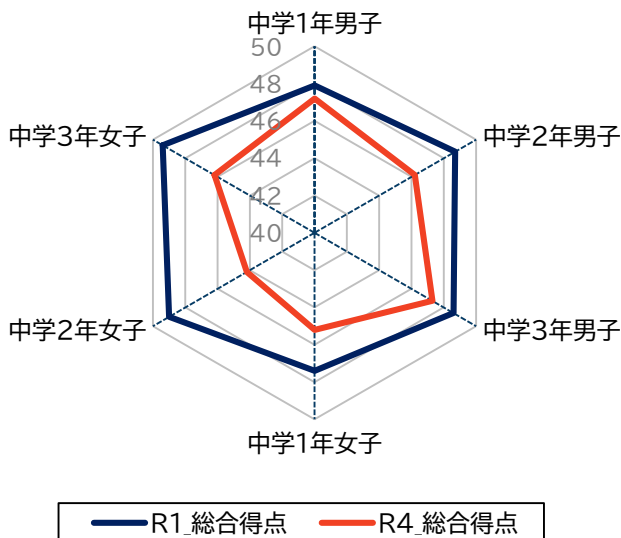
小学1年から3年 男女調査結果



小学4年から小学6年 男女調査結果



中学1年から中学3年 男女調査結果



(4) 市民アンケート調査から

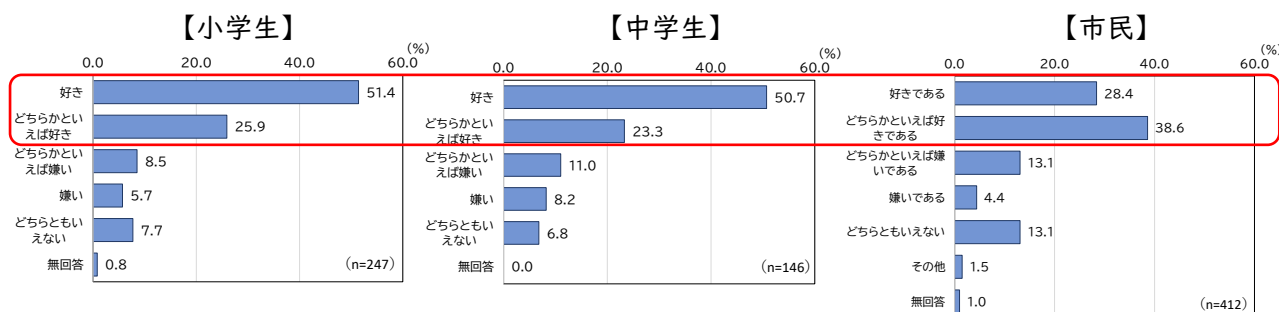
【調査目的】

スポーツの実施状況やニーズを把握し、今後のスポーツを通じた地域活性化に向けた施策の検討に繋げていくことを目的とし、調査を実施した。

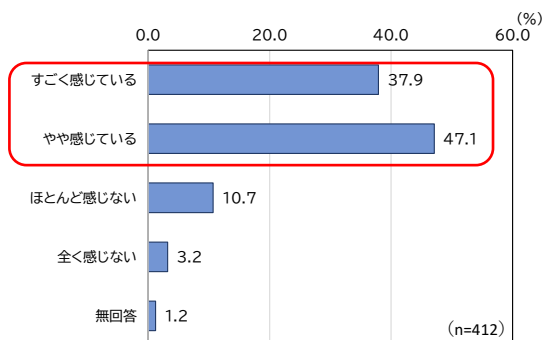
【実施概要】

	市民アンケート	小中学生アンケート
調査対象	16歳以上の市民 1,000人	市内の全小学校の小学5年生 市内の全中学校の中学2年生
調査期間	令和4年1月25日～令和4年2月14日	令和4年1月25日～令和4年2月14日
実施方法	調査票の郵送・回収 インターネットによる回答	調査票の郵送・回収 インターネットによる回答
配布回収	配布数： 1,000票 回収数： 412票 回収率： 41.2%	配布数： 1,543票 回収数： 393票 回収率： 25.5%

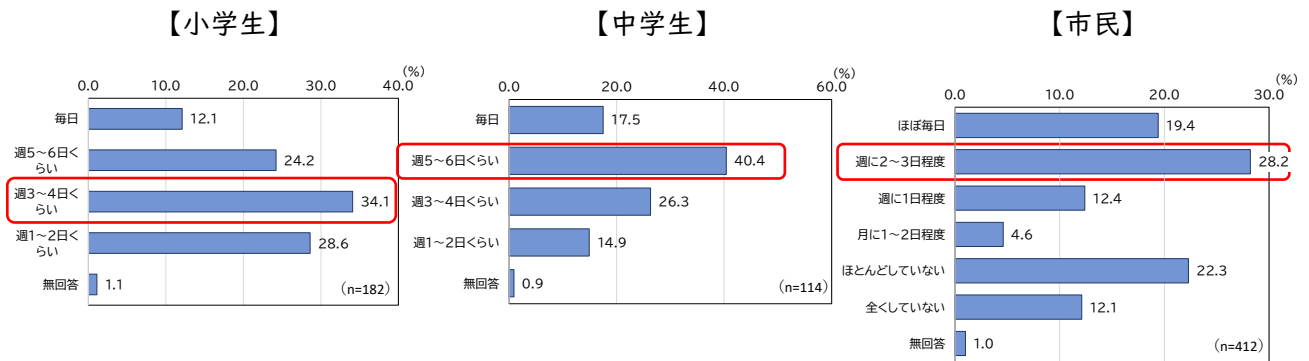
○運動やスポーツが「好き（どちらかといえば好き含む）」は、小中学生及び市民で7割程度となっている。



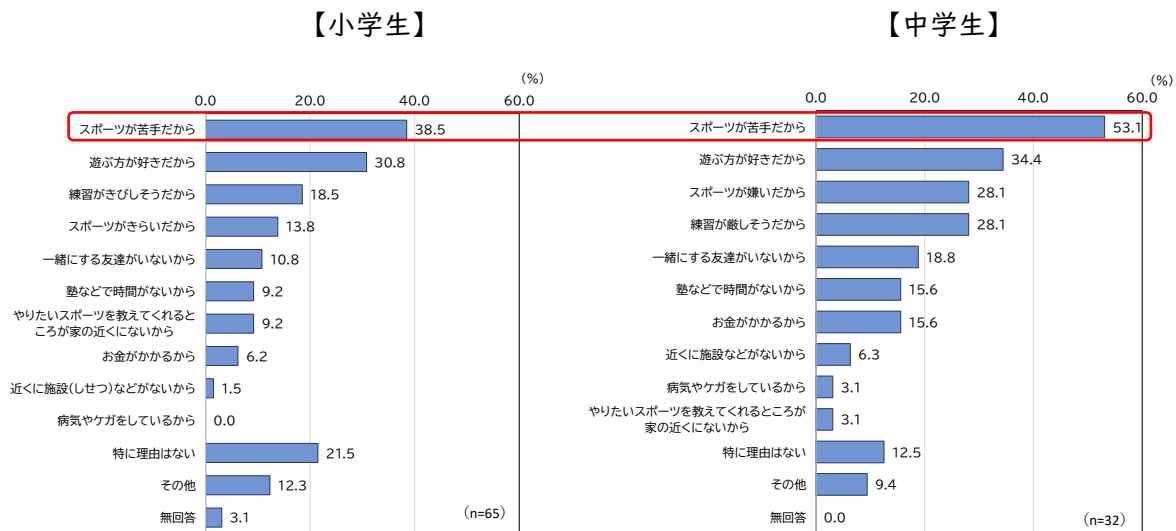
○市民で普段の生活の中で、運動不足を感じているかは、「すごく感じている」が37.9%、「やや感じている」が47.1%。



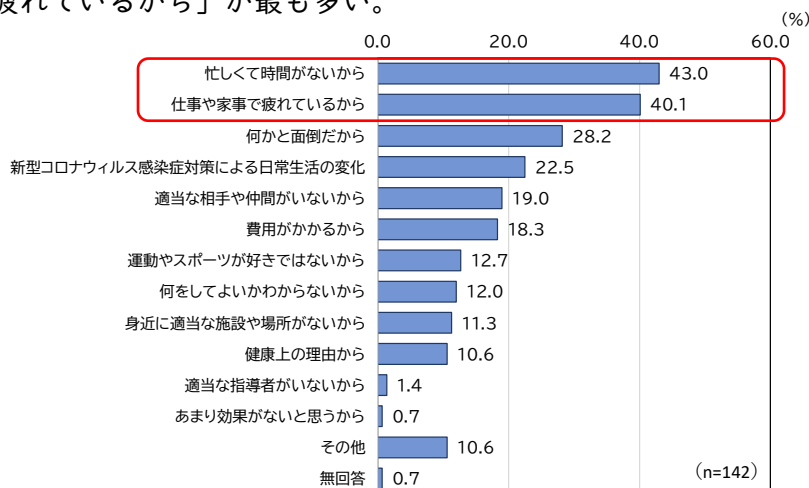
○1週間のうちスポーツや運動をしている日数は、市民が最も少なく「週2～3日」となっている。



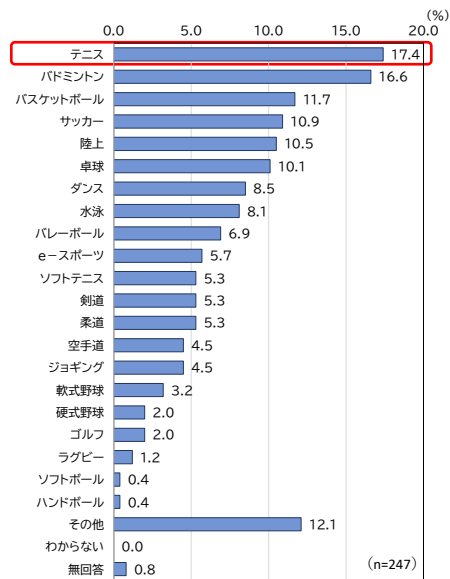
○学校以外で運動やスポーツをしていない理由は、「スポーツが苦手だから」が最も多い。



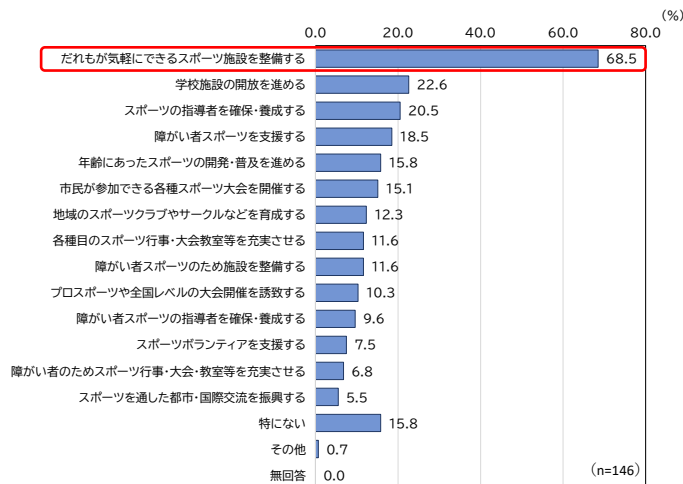
○市民が運動やスポーツ活動をしなない理由は、「忙しくて時間がないから」及び「仕事や家事で疲れているから」が最も多い。



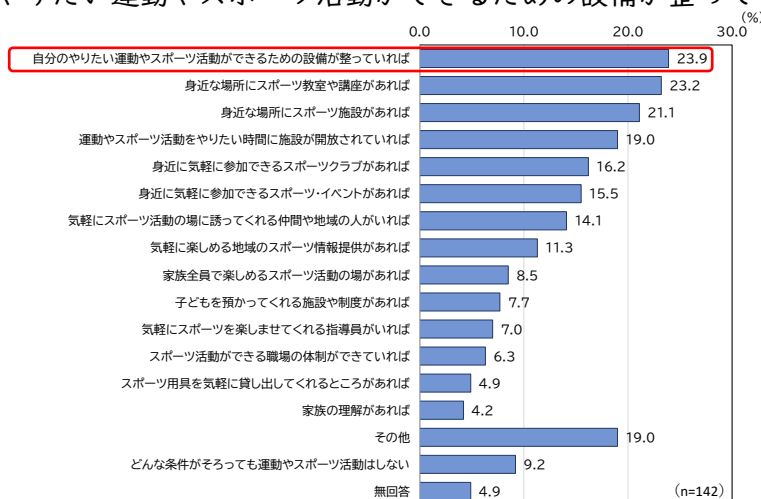
○小学生への設問で、中学生になったらはじめたい運動やスポーツは「テニス」が最も多い。



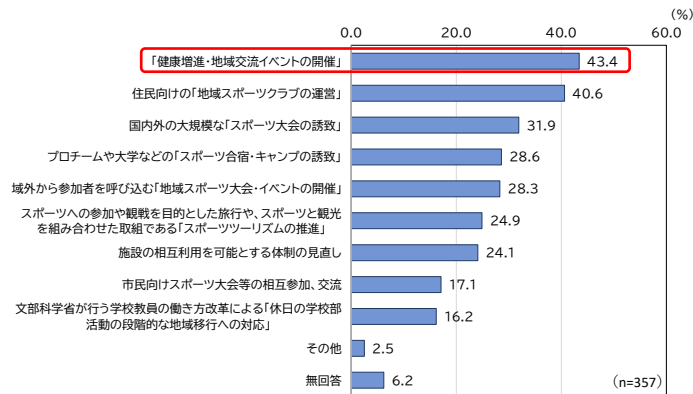
○中学生への設問で、市民のスポーツ振興を図る上で、市は今後どのような点に力を入れるべきだと思うかは、「だれもが気軽にできるスポーツ施設を整備する」が最も多い。



○市民への設問で、どのような条件が整えば、運動やスポーツ活動をすると思うかは、「自分のやりたい運動やスポーツ活動ができるための設備が整っていれば」が最も多い。



○市民への設問で今後、広域連携プラットフォーム（7市）の利点を生かして重点的に取り組むことが必要と思われるものは、「健康増進・地域交流イベントの開催」が最も多い。



(5) 団体アンケート調査から

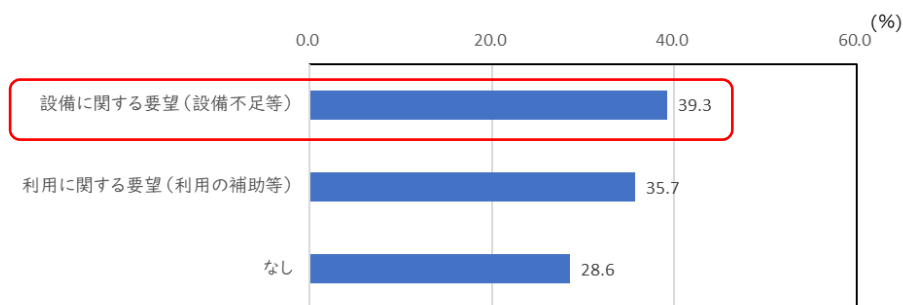
【調査目的】

市内で活動するスポーツ関連団体のニーズや抱えている課題を把握することで、今後のスポーツを通じた地域活性化に向けた施策の検討に繋げていくことを目的とし、調査を実施した。

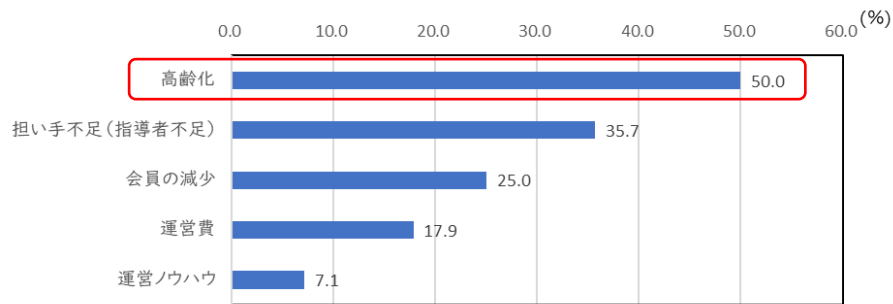
【実施概要】

団体アンケート	
調査対象	市内で活動されている団体 67 団体
調査期間	令和4年8月12日～令和4年8月26日
実施方法	メール及び用紙による配布・回収
配布回収	配布数： 67 票 回収数： 24 票 回収率： 36%

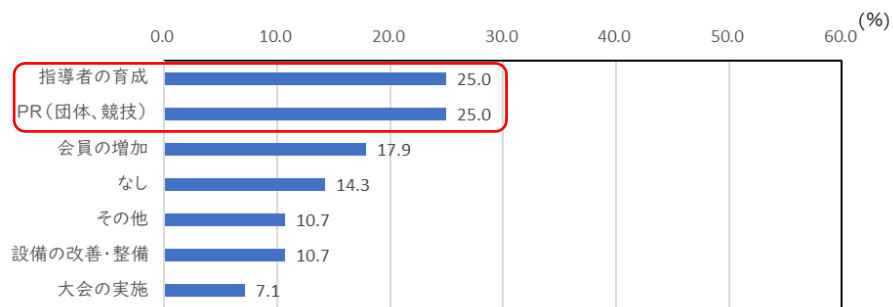
○公共スポーツ施設への要望では、既存設備の改善や新設に関する要望が最も多い。



○団体の運営に関する課題については、メンバーの高齢化が最も多く、担い手や指導員についても現在の指導員が高齢化しているため、不足しているという意見が見られた。



○競技種目の発展に関する課題については、指導者の育成と、団体及び競技の PR が必要という意見が同数で最も多い。



(6) 牛久市の行政サービスに対する市民満足度調査から

【調査について】

「市政全般における実感度」並びに「さらに充実してほしい施策」について、市民の皆様がどのように感じているかを捉え、市政全般における市民満足度を把握するとともに、結果を今後の市政運営に活用するため、毎年度実施している調査。

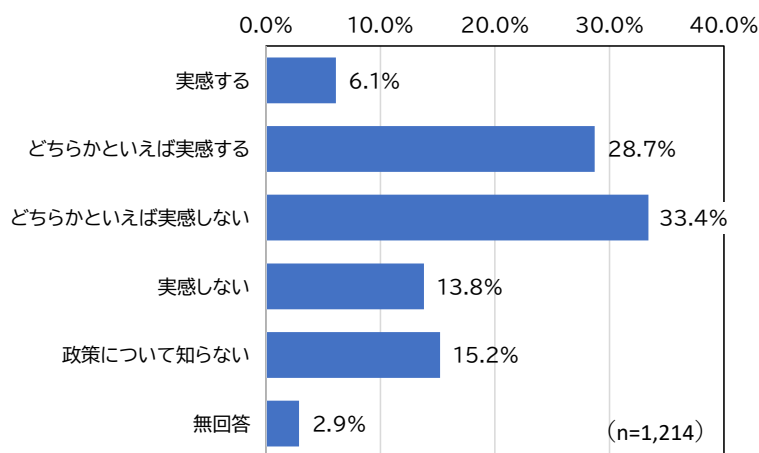
【3-6】生涯スポーツ

★様々なスポーツニーズに対応し、健康的で活気のある地域づくりを進めています。

【主な施策】

- ㊸市民の生涯スポーツへの意識向上を促進する
- ㊹より多くの市民が日常的にスポーツに取り組む環境をつくる
- ㊺スポーツ選手・指導者・ボランティアを育成する
- ㊻多様なニーズにあわせてスポーツ施設を整備する

○生涯スポーツ分野の実感度をみると、「実感する」及び「どちらかといえば実感する」を合わせた『実感する』は34.8%で、「実感しない」及び「どちらかといえば実感しない」を合わせた『実感しない』は47.2%と、『実感しない』が12.4ポイント高くなっている。
○一方で、「政策について知らない」は15.2%で、全体の約6分の1となっている。



第3節 施策の展開に向けて

環境・機会の充実

- ・ 今後、少子高齢化が進行する見込みの中で、あらゆる世代がスポーツのできる環境をいかに維持し、創出していくか。
- ・ 子どもの体力レベルの低下が認められる中、体力の維持、健康増進の観点から、幼児から高齢者、障がい者等含めスポーツの機会をいかに創出できるか。
- ・ ヘルシーボールのように、誰もが平等に楽しめ、心の欲求を満たす機会をいかに作っていくか。

今後の利用状況に応じた施設の充実

- ・ 今後の利用者数にあったスポーツ施設をいかに維持管理し、市のスポーツ振興を推進していくか。
- ・ 施設の無駄を上手く省き、必要な施設をいかに充実させていくか。

持続可能な社会の実現

- ・ 持続可能な地域社会の実現に向けて、あらゆるスポーツの視点でいかにスポーツの価値を高め地域社会の活性化に努めるか。
- ・ 部活動の地域移行を進めるため、いかに指導者の確保や財源確保のしくみを構築し、子どもたちのスポーツ環境を整備していくか。

協働・連携の推進

- ・ 地域資源（施設等）を活かし、プロスポーツ団体や大学と連携した、地域人材（指導員）の育成・発掘を行い、スポーツの楽しさを広く子どもたちに提供する環境整備を行い、いかに地域スポーツの可能性を上げるか。
- ・ スポーツ団体同士、またはスポーツ団体と行政との連携により各スポーツ団体の持続性をいかに高められるか。
- ・ 広域連携により、スポーツによる交流を生み、いかに関係を築くことで、次世代の人材育成を強化できるか。
- ・ 健康づくりを推進する課をはじめとする他部署といかに情報発信の連携を図っていくか。

コロナ時代への対応

- ・ ウィズコロナの時代に合わせて、感染拡大を抑制しながら、一年を通してスポーツが楽しめる環境をいかに実現していくか。

デジタル技術導入の検討

- ・ 必要に応じたデジタル技術を検討し、スムーズに取り込める環境をいかに構築するか。

スポーツを通じた地域の取り組みをいかに推進していくか。



第1節 基本理念

生涯スポーツによる健康的で活気ある地域づくり

スポーツは、世界の人々に大きな感動や楽しみ、活力をもたらすものであり、言語や生活習慣の違いを超え、人類が共同して発展させてきた世界共通の文化の一つであります。また、スポーツは、人格の形成、体力の向上、健康寿命の礎であるとともに、地域の活性化や、スポーツ産業の広がりによる経済効果など、明るく豊かで活力に満ちた社会を形成する上で欠かせないものがあります。

健康とは、病気にならないことだけを表す言葉ではなく、肉体的・精神的・社会的など、様々な状態が良好であることを表します。市民の健康状態を生涯高めることこそが、市を持続的に元気な状態に保つことにも繋がると考えます。本市はスポーツを通して、市民の健康状態を良好に保つこと、さらには向上させることを目的とし、誰もがそれぞれの立場で、容易にスポーツへのアプローチができる機会の創出、そしてそのスポーツ環境の構築、充実、強化を図ることで、多様なニーズに合わせた健康づくりのまちをめざします。また、市民一人ひとりがスポーツを育む文化をより一層発展させ、笑顔あふれるにぎわいとやすらぎのあるまちの創出をめざします。そして、スポーツ文化の振興により、多くの人が集い、交流を深めることで、地域経済や産業の発展に繋がることを目指します。



第2節 基本目標

基本理念「生涯スポーツによる健康的で活気ある地域づくり」を目指すため、6つの基本目標を掲げ、市民だれもが健康に暮らし、社会活動が豊かになるよう施策を推進していきます。

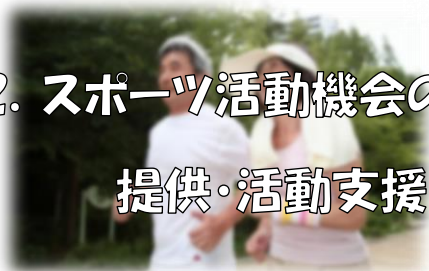
1. スポーツ活動の 啓発



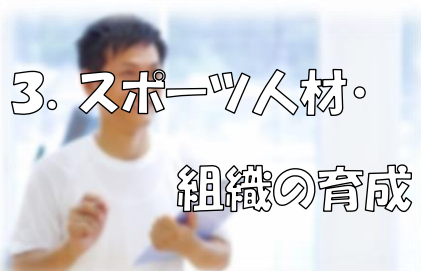
スポーツ観戦の機会の提供などにより、スポーツへの関心を高め、市民の生涯スポーツへの意識向上を図ります。

多様な世代やニーズに合わせた健康づくりのための運動を含めたスポーツプログラムを提供し、より多くの市民が日常的に運動やスポーツに取り組む環境をつくれます。

2. スポーツ活動機会の 提供・活動支援



3. スポーツ人材・ 組織の育成



主体的にスポーツに取り組む市民や団体を支援することで、指導者、ボランティア、スポーツ選手の育成と増加を図ります。

スポーツ施設において、幼児や高齢者、障がいのある人の軽度な運動からアマチュア・プロスポーツ選手のトレーニングや試合観戦など、多様なニーズへの対応を踏まえた整備を推進します。

4. スポーツ施設の整備



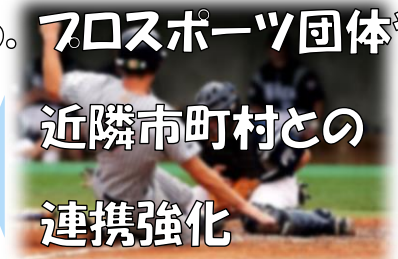
5. 子どもたちの スポーツの充実



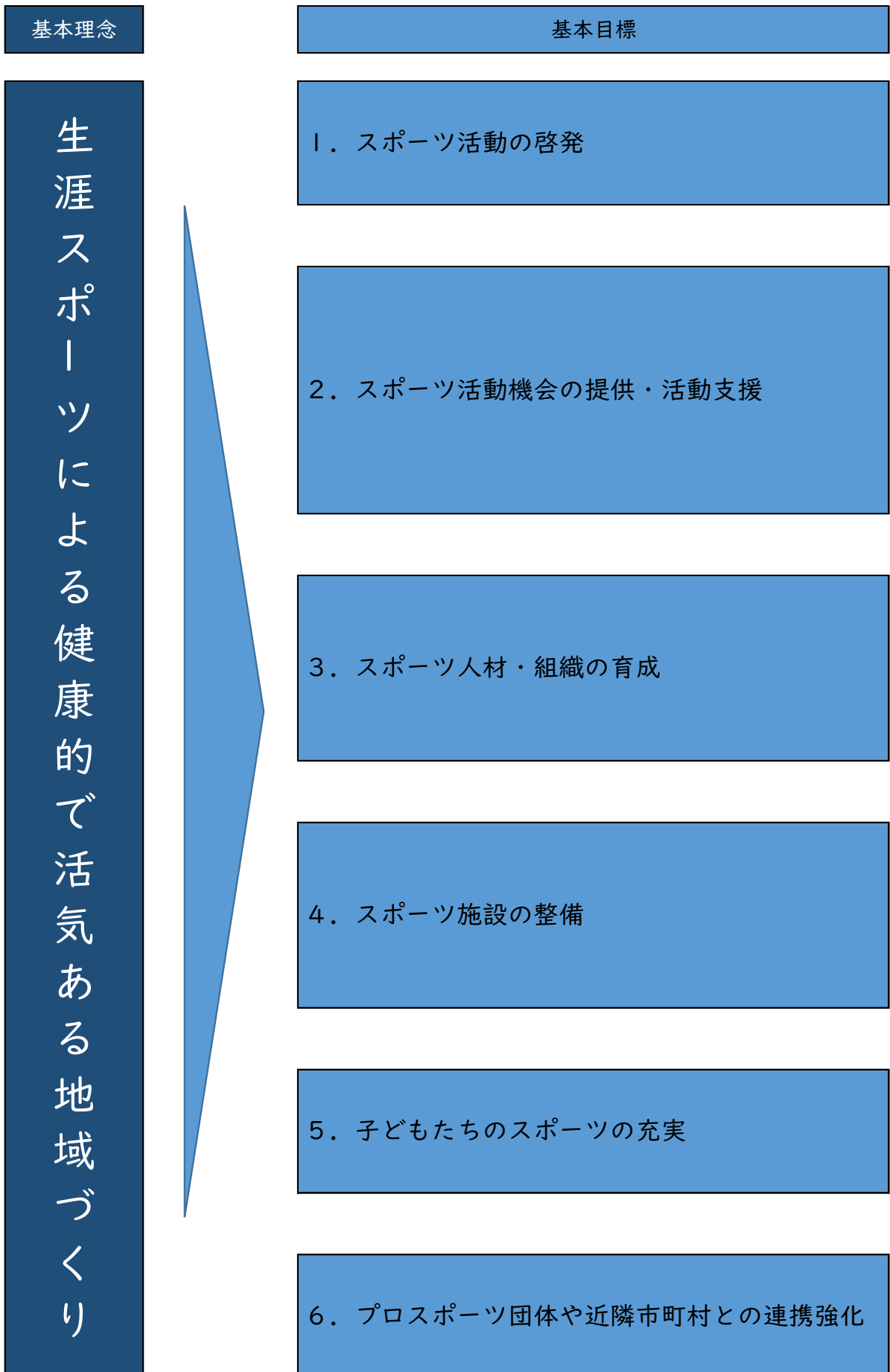
外遊びの環境づくりやスポーツ機会の創出、地域絵ぐるみの子どもたちの健やかな体づくりと体力向上を図ります。

6. プロスポーツ団体や 近隣市町村との 連携強化

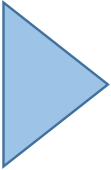
スポーツによる地方創生官民連携プラットフォームを活用し、構成市のそれぞれの特徴、資源を最大限に活用した広域的な取組の推進と、プロスポーツ団体との連携強化による新たなスポーツ機会の拡充を図ります。




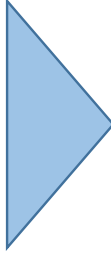
第3節 施策の体系





施策


- 
1. 市民スポーツの状況・ニーズ調査と情報発信
 2. スポーツ観戦機会の提供

- 
1. スポーツプログラムの提供と実施支援
 2. コミュニティスポーツの充実
 3. 高齢者のスポーツ活動支援
 4. 障がい者のスポーツ活動支援

- 
1. スポーツ組織の育成
 2. 指導者・ボランティアの育成
 3. スポーツ選手の育成

- 
1. 市民ニーズに合わせたスポーツ施設の整備
 2. 交流人口の促進につながるスポーツ施設の整備
 3. スポーツ施設の適切な管理

- 
1. 幼児期の体力の向上
 2. 小・中学生の体力の向上

- 
1. プロスポーツ団体との連携強化
 2. 近隣市町村との連携による広域的な取組の推進



基本目標Ⅰ スポーツ活動の啓発

(市民の生涯スポーツへの意識向上を促進する)

【動向・現状・課題等】

- スポーツ庁が行っている「スポーツの実施状況等に関する世論調査（2021年度）」においては、成人の週1回以上のスポーツ実施率は56.4%となっており、前年度から3.5ポイント減少しています。年代別では、全ての年代層で前年度を下回っており、特に20代～50代の働く世代で引き続き低い傾向があります。また、スポーツの実施頻度が減ったまたは増やせない理由としては、「仕事や家庭が忙しいから」「面倒くさいから」が多くなっています。
- こうしたことから、市民のスポーツとの距離を縮めるとともに、気軽にスポーツに取り組むことができるよう、スポーツを「みる」機会の提供や、市民のニーズを捉え、それに応じた環境の整備や情報提供が必要となっています。
- スポーツ活動による健康増進は、医療費削減にもつながるため、市民に広く周知できるように、地区事業とプロスポーツとの連携を図ることが必要です。また、「みる」機会の創出として、プロスポーツチームとの「フレンドリータウン協定」「パートナー協定」を活用して、スポーツの魅力を発信、提供していくことも必要です。
- 市民ニーズ等を十分に把握し、必要な情報を様々な手段を用いて発信していくとともに、プロスポーツ組織が取り組む発達発育プログラムが市民にとって身近な存在になるよう努めていくことが必要です。
- 感染症対策に努めながら、プロスポーツ等の観戦機会の増加を図ることが必要です。
- 催し物と合わせたイースタンリーグを開催するため、野球場等の整備が必要です。
- プロスポーツの観戦機会を交流機会と捉え、大会誘致等に努めていくことが必要です。

【成果指標】

指標	現状値（年度）	目標値（R14）
NPB イースタンリーグ、BC リーグ、大学野球公式戦の開催日数	14日（R4）	20日
スポーツイベント（試合・大会）の観戦者数	約11,000人（R4）	15,000人

施策1 市民スポーツの状況・ニーズ調査と情報発信

【施策の展開方向】

→市民のスポーツ活動の状況やニーズなどを調査し、それに応じた地域のスポーツ情報を提供します。

主な取組	事業主体
○継続的な市民ニーズ調査の実施	スポーツ推進課
○ホームページ、かっぱメール、コミュニティFM、FacebookやLINEなどのSNSを活用した効果的なスポーツイベント等の情報発信	スポーツ推進課 広報政策課
○広報紙・ポスターや募集チラシの充実	スポーツ推進課 広報政策課
○プロスポーツチームとの「フレンドリータウン協定」「パートナー協定」を活用したシティプロモーションの実施	スポーツ推進課 広報政策課 商工観光課
○健康づくりを推進する課をはじめとする他部署と連携した情報発信の推進	スポーツ推進課 健康づくり推進課等

施策2 スポーツ観戦機会の提供

【施策の展開方向】

→プロ野球の公式戦など、市内でスポーツを観戦する機会を提供し、市民のスポーツに対する関心を高めます。

→交流人口、関係人口の増加に資するスポーツ大会の誘致活動を推進します。

主な取組	事業主体
○NPB イースタンリーグ公式戦の継続的な誘致・開催と試合数の拡充	スポーツ推進課
○BC リーグ公式戦の継続的な誘致・開催と試合数の拡充	スポーツ推進課
○首都大学野球連盟公式戦の継続的な誘致・開催	スポーツ推進課
○全国高等学校野球選手権茨城県大会の誘致	スポーツ推進課
○春季関東地区高校野球茨城県大会の誘致	スポーツ推進課
○リトルリーグ全国大会等の誘致	スポーツ推進課



NPB イースタンリーグをハブとした地域交流



NPB イースタンリーグ試合風景

基本目標 2 スポーツ活動機会の提供・活動支援

(より多くの市民が日常的にスポーツに取り組む環境をつくる)

【動向・現状・課題等】

- 人生100年時代の到来が予想される中、運動・スポーツに取り組むことの効果として、健康増進、健康寿命の延伸が注目されるようになってきています。
- スポーツを通じた健康増進を図っていくためには、市民全体のスポーツへの参画を促進するとともに、「だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことのできる生涯スポーツ社会の実現に向けた取り組みにおいて、ライフステージや個々のニーズに合った健康づくりのための運動を含むスポーツプログラムの提供が必要となっています。
- 牛久市では、スポーツを通じた住民同士の交流と世代間交流を生み出し、より多くの市民が「する」スポーツに親しむことができるよう、牛久、岡田、奥野の3地区において「総合型地域スポーツクラブ」を組織し、活動しています。
- 牛久運動公園体育館においては、ヨガ教室、エアロビクス教室を開講し市民のスポーツ推進に取り組んでいます。
- 牛久市の福祉部門では、高齢者や障がいのある人のスポーツへの参加や運動機能の維持などを目的とした事業も展開しています。
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、中止されていた様々な大会や交流会の開催に向けて、県や市の方針に従い、感染防止対策を十分行った上で、実施に向けた検討をすることが必要です。
- 参加者の少ないスポーツイベントは、見直しの検討が必要です。

【成果指標】

指標	現状値(年度)	目標値(R14)
3地区スポーツ交流会事業参加者数	11,751人(R1)	12,000人
牛久シティマラソン参加者数	2,974人(R4)	4,100人
スポーツチャンピオンフェスティバル参加者数	11,628人(R1)	12,000人

※R2、3年度は新型コロナウイルス感染症の影響による活動自粛有 R1年度を現状値に設定

施策1 スポーツプログラムの提供と実施支援

【施策の展開方向】

- 手軽に参加できるスポーツイベントを開催し、生涯スポーツに取り組むきっかけを作ります。
- 市民が主体となって実施するスポーツプログラムの開催を支援します。
- スポーツに関して相談できる窓口の体制を整えます。

主な取組	事業主体
○地区スポーツ交流会活動の継続的な活動支援	スポーツ推進課
○牛久シティマラソン開催方法の検討	スポーツ推進課
○さまざまな競技を体験できる機会の提供	スポーツ推進課
○マタニティプログラムの開催	スポーツ推進課
○スポーツ活動機会の情報発信窓口の設置	スポーツ推進課
○地域単位（集会所等）でのスポーツプログラムの提供	スポーツ推進課
○四季折々の風物詩と関連したスポーツイベントの検討	スポーツ推進課



BCリーグ



牛久シティマラソン



NPBイースタンリーグ

施策2 コミュニティスポーツの充実

【施策の展開方向】

- ニュースポーツやファミリースポーツなど、だれもが参加し交流できるスポーツの普及・振興を推進します。

主な取組	事業主体
○各種ニュースポーツ実施環境整備の検討	スポーツ推進課
○ファミリーで利用できる野球場芝生エリアの市民開放の検討	スポーツ推進課



リアル野球盤



ヘルシーボール



グラウンドゴルフ

施策3 高齢者のスポーツ活動支援

【施策の展開方向】

→社会活動や生涯学習、スポーツ活動への参加などによる、高齢者の生きがいと健康づくりを支援します。

主な取組	事業主体
○高齢者を対象としたスタジオプログラムの開催	スポーツ推進課
○スポーツチャンピオンフェスティバルの開催	スポーツ推進課
○高齢者が楽しめるコミュニティスポーツの普及支援	スポーツ推進課
○介護予防体操（うしくかっぱつ体操、シルバーリハビリ体操）の普及活動の支援	医療年金課
○高齢者のスポーツ施設利用料減免の検討	スポーツ推進課



スタジオプログラム



うしくかっぱつ体操



健康づくり教室

施策4 障がい者のスポーツ活動支援

【施策の展開方向】

→生涯学習や文化芸術活動、スポーツ活動の機会の提供や施設利用支援などにより、障がいのある人の多様な活動を促進し生活の質の向上を図ります。

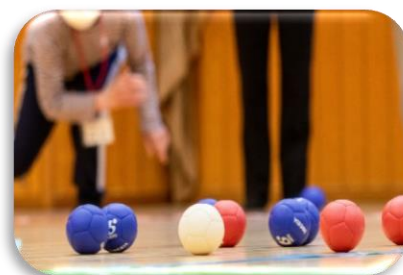
主な取組	事業主体
○牛久シティマラソンにおける障がい者レースの継続的な実施	スポーツ推進課
○障がい者が楽しめるコミュニティスポーツの普及支援	スポーツ推進課
○地域身体障がい者スポーツ大会への参加支援	社会福祉課
○施設のバリアフリー化の推進	スポーツ推進課
○障がい者のスポーツ施設利用料の減免	スポーツ推進課



牛久シティマラソン



ショートテニス



ボッチャ

基本目標 3 スポーツ人材・組織の育成

(スポーツ選手・指導者・ボランティアを育成する)

【動向・現状・課題等】

- 地域の中で、より多くの市民が日常的にスポーツに取り組む環境をつくっていくためには、行政主導のイベントを数多く展開していくのではなく、市民が主体となって企画運営し、それを行政が支援していくといった住民主導型の取り組みが重要です。
- 牛久市には、競技スポーツを推進する主な民間の団体としてはスポーツ協会とスポーツ少年団に所属する団体があり、本市では、これらの団体に対して大会の開催や参加の支援などを行っています。また、スポーツ・レクリエーションを推進する主な地域スポーツ団体として3地区の総合型地域スポーツクラブが組織されており、牛久市では、体育祭やバスハイクなどのイベント開催の支援を行っていますが、団体役員の高齢化や指導員不足が課題となっています。
- 今後については、競技スポーツ団体においてはより地域に開かれた組織となり、市民へのスポーツの普及や青少年の健全育成に資する活動を展開していくことが期待され、地域スポーツ団体においては、イベント主体ではなく、日常的に気軽にスポーツや健康づくりに取り組む環境づくりが求められています。
- そのため、競技団体の指導者やスポーツ推進委員、ボランティアなどへの研修などにより、より多くの市民にスポーツの楽しさや喜びを広めるといった「ささえる」スポーツへの取り組みを推進していくことが必要となっています。
- スポーツ少年団に関わる保護者は、熱心な方が非常に多いため、競技に対する知識の向上を図っていただけるよう取り組むとともに、部活動の地域移行を受けて、地域のスポーツに親しみをもつ人材とプロスポーツ団体との指導交流する時間を作り、地域スポーツ人材の育成に取り組んでいくことが必要です。
- 民間スポーツクラブとの差別化を図るため、プロスポーツ団体が行う、体づくりの基礎を構築する育成方法に取り組んでいける環境整備が必要です。
- 住民主導型スポーツを広げる環境整備を進めていますが、指導方法についての見直しが必要です。
- 勝利至上主義からスポーツインライフ（生活の中にスポーツを）の考え方を、スポーツ少年団の指導員に広げ、スポーツの楽しさを子どもたちに伝えていく体制構築を推進し、子どものスポーツ離れを改善していくことが求められています。
- トップスポーツ選手の育成に向けたプロスポーツ団体等との連携を強化し、それぞれのレベルに合わせた環境の中で競技に取り組めるよう支援していくことが必要です。

【成果指標】

指標	現状値（年度）	目標値（R14）
スポーツ協会加盟団体数	36 団体（R 4）	36 団体
スポーツ協会所属会員数	2,094 人（R 4）	2,100 人
スポーツ少年団団体数	31 団体（R 4）	31 団体
スポーツ少年団団員数	829 人（R 4）	830 人
スポーツ少年団指導者数	123 人（R 4）	130 人
プロスポーツ選手の指導によるスポーツ教室の開催	32 回（R 3）	192 回

※R4 年度の実績値が確定していない項目は R3 年度を現状値に設定

施策Ⅰ スポーツ組織の育成

【施策の展開方向】

→スポーツ協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブの運営支援などにより、市民主体のスポーツ組織を育成します。

主な取組	事業主体
○スポーツ協会の活動支援	スポーツ推進課
○スポーツ少年団の活動支援	スポーツ推進課
○総合型地域スポーツクラブの活動支援	スポーツ推進課
○スポーツ大会の出場支援	スポーツ推進課



スポーツ協会



スポーツ少年団



総合型地域スポーツクラブ

施策2 指導者・ボランティアの育成

【施策の展開方向】

- スポーツ組織における指導者やスポーツ推進委員、ボランティアの育成などにより、競技者の育成や、競技者の増加を図ります。
- 学校運動部活動の地域移行に対応するため、地域の指導者育成を図ります。
- プロスポーツ団体と連携した指導者育成を行っていきます。

主な取組	事業主体
○スポーツ推進委員等を対象とした指導者講習会の開催	スポーツ推進課
○指導者育成講習会への交通費補助	スポーツ推進課
○運動部活動の地域移行に伴う指導員養成にプロスポーツ選手の活用 の検討	スポーツ推進課
○国・県主催のスポーツ指導要請講座への参加促進	スポーツ推進課
○うしくかっぱ体操普及員の育成	医療年金課

施策3 スポーツ選手の育成

【施策の展開方向】

- 一流スポーツ選手によるトップスポーツ教室の実施など、より高い技術の獲得を目指す市民ニーズに対応します。
- 競技大会参加者への支援を実施します。

主な取組	事業主体
○大会出場補助金の実施	スポーツ推進課
○プロスポーツ選手の指導によるスポーツ教室の開催	スポーツ推進課



基本目標4 スポーツ施設の整備

(多様なニーズに合わせてスポーツ施設を整備する)

【動向・現状・課題等】

- 市民や近隣の自治体のニーズを踏まえて、費用対効果を考慮し、市民が納得して利用できる施設整備を進めていくことが必要です。
- 老朽化の進んでいるプール施設は、修繕、改修が困難な状況であるため、新たな施設への転換も含め検討を進めていくことが必要です。
- 市内団体利用の他に、市外からの利用を促進させるため、野球場の設備を充実させることが必要です。
- 市民が安心・安全に施設を継続的に利用できるように、効率のよい施設の管理運営が必要です。
- 地域のイベント会場や、防災拠点、避難所となっている施設など、多面的な利用目的を維持していくための整備も必要です。
- 市内の学校体育施設を地域スポーツの拠点と位置づけ、学校教育上の支障とならない積極的な運用を図ることが必要です。
- 人口減少社会の到来の中で、広域的な視点からの施設整備が必要です。

【成果指標】

指標	現状値(年度)	目標値(R14)
社会体育施設の利用者数	356,339人(R1)	360,000人
学校体育施設開放事業の利用者数	101,913人(R1)	102,000人

※R2、3年度は新型コロナウイルス感染症の影響による活動自粛有 R1年度を現状値に設定

施策Ⅰ 市民ニーズに合わせたスポーツ施設の整備

【施策の展開方向】

- 市内スポーツ施設の計画的な改修・整備、学校体育施設の効率的な活用、新たな運動施設の整備を推進します。
- 健康増進や生涯スポーツの促進、地域コミュニティ活動や災害時の防災拠点としての活用など、多目的利用に配慮した施設整備を推進します。

主な取組	事業主体
○老朽化した牛久運動公園プールの修繕、改修及び廃止を踏まえたプールエリア再整備の検討	スポーツ推進課
○市民用プール新設の検討	スポーツ推進課
○老朽化した学校施設プール統廃合等再整備の検討	学校教育課
○交流人口の促進につながる牛久運動公園野球場整備に伴う市民利用の野球用エリア整備の検討	スポーツ推進課
○牛久運動公園自由広場にドッグラン等整備の検討	スポーツ推進課
○牛久運動公園内多目的広場の人工芝生化の検討	スポーツ推進課
○牛久運動公園野球場からのファウルボール対策として牛久運動公園テニスコートの防球対策の検討（ファウルボール影響範囲に屋根設置の検討）	スポーツ推進課
○学校開放における受益者負担金の検討	スポーツ推進課
○防災拠点としての活用	防災課

施策Ⅱ 交流人口の促進につながるスポーツ施設の整備

【施策の展開方向】

- 牛久市の特性に合うプロスポーツの開催と交流人口の促進につながる施設整備を推進します。
- 市外からの交流人口の増加を目指して、スポーツイベントの開催にとどまらないスポーツ施設の活用を推進します。
- 牛久運動公園エリアの拡大も視野に入れた新たな交流人口を生み出す施設整備を検討します。

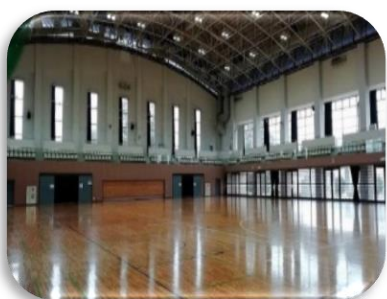
主な取組	事業主体
○牛久運動公園野球場観客席拡大やナイター照明設備の充実等野球場施設整備の検討	スポーツ推進課
○牛久運動公園内施設の集客イベント等利活用の検討	スポーツ推進課
○新たな交流人口の創出につながる空間の新設検討	スポーツ推進課 都市計画課

施策3 スポーツ施設の適切な管理

【施策の展開方向】

- 施設ごとの利用目的に合わせて、計画的な修繕・補修を実施していきます。
- スポーツ施設の管理運営について市民サービスの向上と行政運営の効率化、経費の縮減を図るため、民間活力の活用を推進します。
- 利用者に対する調査を定期的に行い分析することなどにより、利用者の増加を促す利用者本位の施設運営を推進します。

主な取組	事業主体
○牛久運動公園内施設（体育館、野球場、武道館、テニスコート）及び牛久運動広場、奥野運動広場、栄町運動広場、女化運動広場の定期的な修繕	スポーツ推進課
○指定管理者制度導入によるスポーツ施設の管理運営の検討	スポーツ推進課
○牛久運動公園内施設等へのネーミングライツ導入の検討	スポーツ推進課



牛久運動公園内体育館



牛久運動公園内野球場



牛久運動公園内武道館



牛久運動公園内テニスコート



栄町運動広場



女化運動広場



牛久運動広場



奥野運動広場

基本目標 5 子どもたちのスポーツの充実

(子どもたちの健やかな体づくりと体力向上を図る)

【動向・現状・課題等】

- 令和3年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査からは、新型コロナウイルスの感染拡大によって、令和元年度末から児童生徒を取り巻く環境が一変した結果、全国的に、子どもの体力レベルの低下傾向が進む状況が明らかとなりました。また、運動時間は小中学生ともに平成29年度をピークに減少傾向で、運動をする子どもとしない子どもで二極化が続いており、運動やスポーツをすることが好きな子どもは中学校で減少する傾向にあります。
- スポーツ離れが進んでしまう環境改善と、子どもの発達発育を考えた取り組みを進めていくことが必要です。
- 子どもたちの健やかな体づくりと体力向上を図るため、さまざまなスポーツを楽しめる環境『スポーツはたのしい!!』と感じられるような『だれでも気軽に参加できる』機会を創出し運動有能感を高めていくことが必要です。
- 牛久市では、産官学連携をより強化し、スポーツ離れ抑制・スポーツ環境整備、子どもの体力向上・発達発育を考えたプログラム・生きる力（運動有能感）の育成を考える「うしくっ子体力向上プロジェクト実行委員会」を令和4年度に立ち上げ、さまざまなスポーツ問題の解決に取り組んでいます。『スポーツはたのしい』『スポーツがすき』『スポーツ離れ抑制』そのような「機会創出」「情報発信」「場の提供」を行っていますが、地域スポーツへと展開できるような取り組みが必要で、現在は子どもの投力向上を目指す「放課後 PLAY パーク 投げる大作戦！」や、さまざまなスポーツ遊びをしながら、運動有能感を育む「放課後ボールパーク」などの子どもたちの場づくりを行っております。
- 小中学生の体力向上を図るため、イベントの開催や体力アップ推進プランの推進とともに、運動部活動の地域移行を積極的に進め、受け皿の整備を図ることが必要です。
- 子どもたちが安全に遊べるよう、公園遊具などの定期点検を実施し、住民からの危険箇所等の情報提供への迅速な対応が必要です。

【成果指標】

指標	現状値（年度）	目標値（R14）
子どもたちの健やかな体づくりと体力向上を図る官民連携プロジェクト数	1（R4）	3

施策Ⅰ 幼児期の体力の向上

【施策の展開方向】

- 親子で楽しみながら幼児期の体力向上に資する事業の充実を図ります。
- 子どもたちが安全に安心して外遊びのできる環境づくりを進めます。

主な取組	事業主体
○親子で楽しめる体操教室の開催	スポーツ推進課
○レクリエーションイベントの開催	スポーツ推進課
○公園の維持管理やリニューアル	スポーツ推進課 都市計画課

施策Ⅱ 小・中学生の体力の向上

【施策の展開方向】

- 小・中学生のスポーツに触れる機会の創出を図ります。
- スポーツ少年団の活動との連携を図りながら、運動部活動の地域移行を積極的に進め、地域総ぐるみで中学生の体力向上を図ります。

主な取組	事業主体
○産官学連携によりスポーツ離れ抑制・スポーツ環境整備、子どもの体力向上・発達発育を考えたプログラム・生きる力（運動有能感）の育成を考えたプロジェクトの推進	スポーツ推進課
○イースタンリーグの開催と合わせた放課後ボールパーク開催	スポーツ推進課
○プロスポーツ団体の協力によるスクールの開催	スポーツ推進課
○各中学校、義務教育学校における運動部活動の地域移行の推進	スポーツ推進課
○子どもの発達、発育を考えた遊育の推進	スポーツ推進課
○子ども向けスポーツチャンピオンフェスティバルの開催	スポーツ推進課
○各小・中学校、義務教育学校における体力アップ推進プランの継続実施	指導課



放課後ボールパーク



放課後 PLAY パーク投げる大作戦！

基本目標 6 プロスポーツ団体や近隣市町村との連携強化

(広域的な取組の推進とプロスポーツ団体との連携強化を図る)

【動向・現状・課題等】

- 牛久市では、鹿島アントラーズや茨城ロボッツ、茨城アストロプラネッツなど地域に根ざしたプロスポーツ団体と連携し、多様な種目で市民がトップレベルのスポーツ、競技や指導に触れる機会を創出しています。
- 牛久市では、スポーツによる地方創生官民連携プラットフォームに参画し、近隣市町村との連携強化を進めています。
- スポーツによる地方創生官民連携プラットフォームでは、日本ハムファイターズと連携して、教育、観光、娯楽、健康、スポーツ振興の分野で、関係人口や生産人口の新たな創出モデル、地方都市の新たな創生モデルを模索する活動を展開しています。
- 市内の団体等との連携の他に、市民のスポーツに対する良い刺激となるよう、プロスポーツ団体との連携を強化し、競技のすばらしさや、指導方法を学べる機会の拡充を図っていくことが必要です。
- 隣接する自治体の資源等を活用し、スポーツ活動の可能性を広げるとともに、連携強化により人材の発掘や育成につなげていけるよう、取り組みを推進していくことが必要です。

【成果指標】

指標	現状値 (年度)	目標値 (R14)
プロスポーツ等官民連携事業数	4 (R4)	8

施策 1 プロスポーツ団体との連携強化

【施策の展開方向】

- 鹿島アントラーズや茨城ロボッツ、茨城アストロプラネッツ、日本ハムファイターズなどのプロスポーツ団体と連携し、地域に根ざしたプロスポーツ団体との連携を強化し、市民がトップレベルのスポーツ、競技や指導に触れる機会の拡充を図ります。
- 鹿島アントラーズや茨城ロボッツ、茨城アストロプラネッツなど地域に根ざしたプロスポーツ団体との連携強化と日本ハムファイターズの企業理念である『Sports Community』の価値を共有しながら、多様な種目で交流人口から関係人口、生産人口創出の取り組みを推進します。

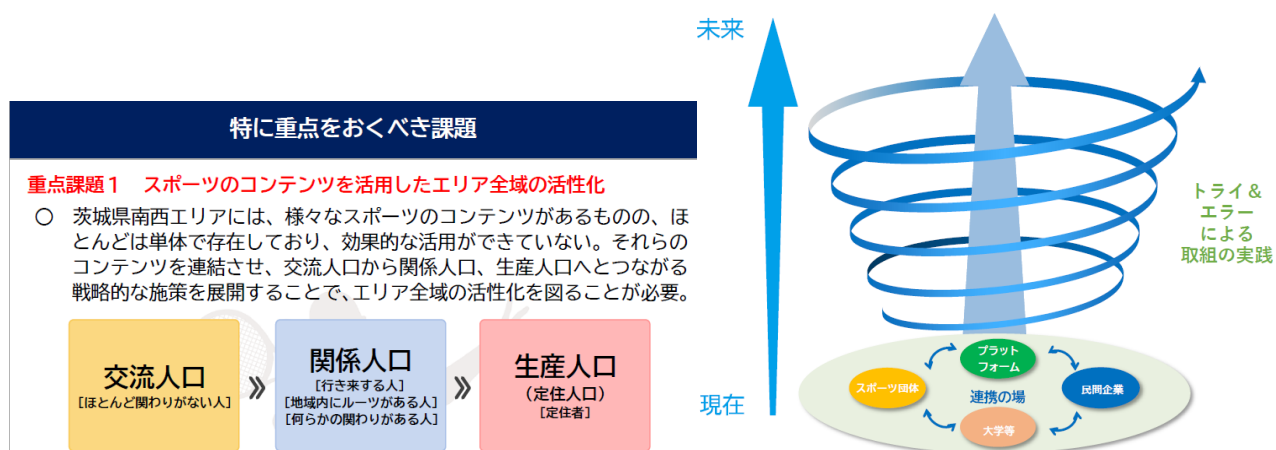
主な取組	事業主体
○BC リーグ開催時の市民 DAY の実施	スポーツ推進課
○イースタンリーグと放課後ボールパークの同時開催	スポーツ推進課
○茨城アストロプラネッツの運動公園野球場での有観客試合の実施	スポーツ推進課
○プロスポーツ選手による指導者の育成、地域人材の発掘	スポーツ推進課
○プロスポーツ団体の協力によるスクールの開催	スポーツ推進課
○日本相撲協会相撲部屋「二所ノ関部屋」との連携の検討	スポーツ推進課

施策2 近隣市町村との連携による広域的な取組の推進

【施策の展開方向】

- スポーツによる地方創生官民連携プラットフォームを活用し、構成市のそれぞれの特徴、資源を最大限に活用した取組を推進します。
- つくば市、土浦市、阿見町など隣接する市町村との連携を強化し、広域的な視点でのスポーツ振興を図ります。

主な取組	事業主体
○ランニングの引力による関係人口創出	スポーツ推進課
○スポーツを活用した地域による次世代人材育成	スポーツ推進課
○サイクリングマップの作成	スポーツ推進課
○スポーツを活用した農業従事者数増加プロジェクトの検討	スポーツ推進課
○地域イノベーター（地域革新者）発掘・育成事業	スポーツ推進課

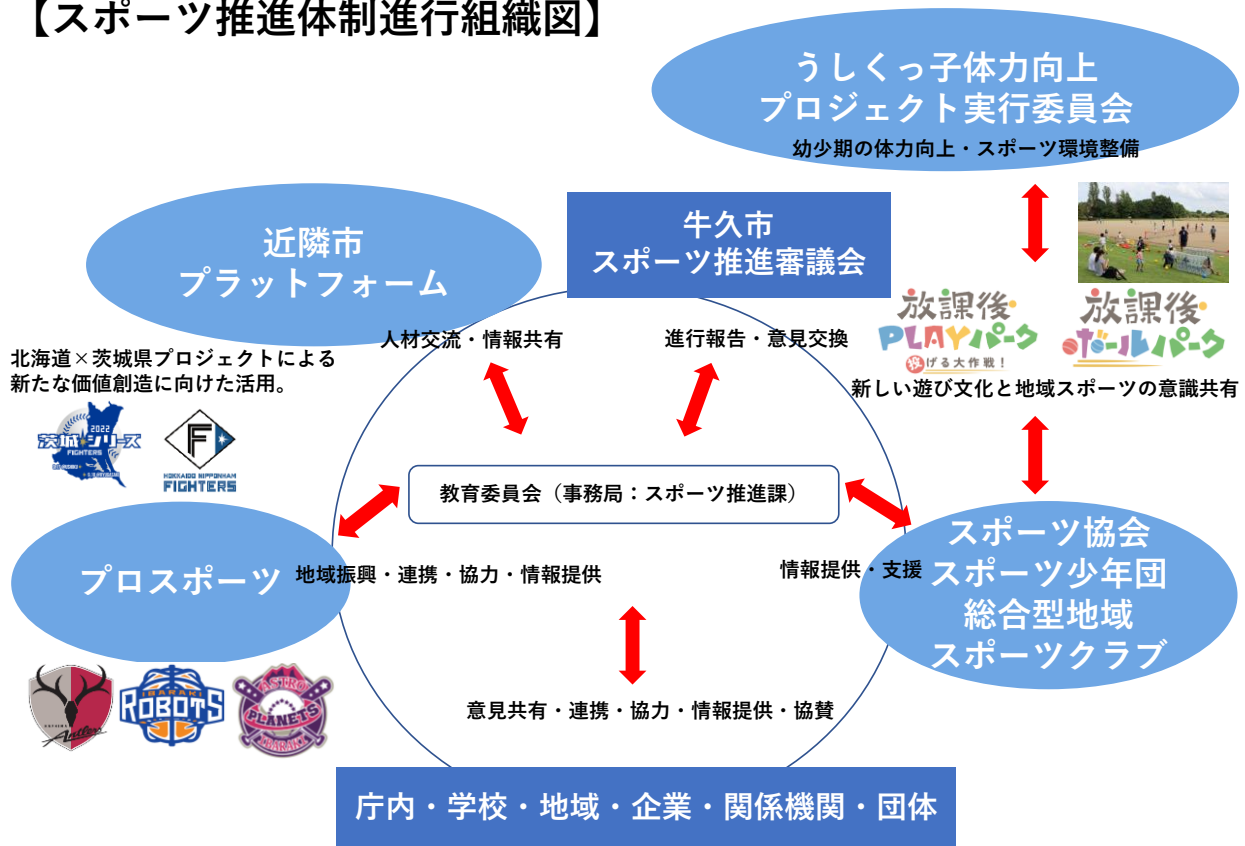


第5章 計画の推進



推進体制と進行管理

【スポーツ推進体制進行組織図】



本計画の進捗並びに目標達成状況の把握については、スポーツに関する事業などを行っている機関・団体とスポーツ政策に関する意見交換を実施しながら、スポーツ現場におけるニーズや施策の効果等について把握するとともに、牛久市スポーツ協会・スポーツ少年団本部への支援を通し、情報発信・共有・現状把握に努めます。

庁内においては、関係部局と連携し計画内容の確認や情報共有を図るとともに、各種取組の連携などについて意見交換を行います。

また、プロスポーツ団体・うしくっ子体力向上プロジェクト実行委員会・近隣市町によるプラットフォームと連携し、各施策の推進に努めます。

これらの取組から得られた情報や各施策の効果などについて、検証した内容を審議会委員へ報告、市民のみなさまへ周知していきます。審議会委員の意見等を踏まえながら、PDCAサイクルの手法に基づき施策や事業の見直しと改善を図りながら、現状に合わせた柔軟な計画の推進に努めていきます。

【用語解説】

- ・ N P B :
英語: Nippon Professional Baseball Organization の略、一般社団法人日本野球機構。日本プロ野球のセントラル・リーグ及びパシフィック・リーグを統括する元文部科学省スポーツ・青少年局所管の一般社団法人。公益財団法人日本プロスポーツ協会加盟団体。日本国内で「プロ野球」とは、この日本野球機構が統括するものを指す。
- ・ B C リーグ :
英語: Baseball Challenge League の略、ベースボール・チャレンジ・リーグは、日本の北陸・信越地方 5 県と関東地方 3 県、東北地方 1 県、近畿地方 1 県を活動地域とするプロ野球の独立リーグ。株式会社ジャパン・ベースボール・マーケティングが運営。
- ・ ニュースポーツ :
グラウンドゴルフ、インディアカなど、近年我が国で行われるようになった比較的新しいスポーツ種目の総称で、①力の限界に挑戦するのではなく、触れ合いと楽しみを追求する、②体力、技術、性別、年齢に左右されず、誰とでもできる、③ルールに弾力性があり、対象、環境、時間による変更が可能であるなどの特徴を持っている。市町村で開発したもの、海外から紹介されたものなどを含めると、100 種を超えるニュースポーツがあるとされている。
- ・ 総合型地域スポーツクラブ:
日本における生涯スポーツ社会の実現に向けて、1995 年より文部科学省が実施するスポーツ振興施策の 1 つで幅広い世代の人々が、各自の興味関心・競技レベルに合わせて、様々なスポーツに触れる機会を提供する、地域密着のスポーツクラブをいう。
- ・ スポーツによる地方創生官民連携プラットフォーム:
広域性やそれぞれの特徴、資源を最大限に活かしながらスポーツの新しい価値を創出し、交流人口・関係人口・生産人口の増加、スポーツを活かした地域活性化を担う人材の発掘・育成を進め、より豊かな暮らしにつなげ、持続可能なまちづくりを目指す枠組みです。構成市は牛久市・守谷市・常総市・坂東市・つくばみらい市・龍ヶ崎市・取手市（令和 4 年 4 月 1 日現在）

【牛久市スポーツ推進審議会条例】

昭和37年3月22日

条例第2号

改正 昭和61年5月22日条例第29号

平成12年3月15日条例第5号

平成23年12月16日条例第30号

(題名改称)

(設置)

第1条 スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第31条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、牛久市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(一部改正〔平成23年条例30号〕)

(定数)

第2条 審議会の委員の定数は、15人とする。

(任期)

第3条 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 審議会の委員は、再任されることができる。

(その他)

第4条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年条例第29号)

この条例は、昭和61年6月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第5号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成23年12月16日条例第30号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に牛久市スポーツ振興審議会の委員である者は、その任期が終了するまでの間は、改正後の牛久市スポーツ推進審議会の委員とみなす。

【委員名簿】

令和4年9月1日現在

役 職	氏 名	所 属 団 体 等	備 考
委員長	磯山 和男	奥野地区スポーツ交流会	
副委員長	唯根 正一	牛久市学校体育連盟	
委員	鶴長 文正	岡田地区スポーツ交流会	
委員	橋場 成忠	牛久地区生涯スポーツ推進委員会	
委員	唯根 勉	牛久市スポーツ協会	
委員	小島 五男	牛久市スポーツ少年団	
委員	木村 武志	牛久市スポーツ推進委員協議会	
委員	川村 卓	筑波大学	
委員	金澤 裕史	株式会社 茨城県民球団	
委員	立石 将太郎	株式会社 茨城ロボッツ・スポーツエンターテインメント	

【牛久市スポーツ推進計画検討委員会設置要綱】

令和4年5月30日

教委訓令第3号

(設置)

第1条 スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第10条第1項の規定に基づき、本市のスポーツ推進計画の検討及び連絡調整をするため、牛久市スポーツ推進計画検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) スポーツ推進計画の策定に係る調査研究及び連絡調整に関すること。
- (2) その他スポーツ推進計画の策定に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、次の者をもって組織する。

- (1) 教育委員会教育部長
- (2) 教育委員会次長
- (3) 教育企画課長
- (4) 指導課長
- (5) 学校教育課長
- (6) 文化芸術課長
- (7) 生涯学習課長
- (8) スポーツ推進課長
- (9) 中央図書館長

2 検討委員会に、委員長及び副委員長を置く。

3 委員長は教育部長、副委員長はスポーツ推進計画担当次長をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見の聴取等を行い、又は資料の提出を求めることができる。

3 委員長は、会議の内容について、教育委員会定例会又は臨時会にて報告するものとする。

(庶務)

第5条 検討委員会の庶務は、スポーツ推進計画担当課において行う。

(委任)

第6条 この訓令に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

【計画の策定経緯】

令和4年度	
7月15日	<p>第1回検討委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状公布 ・委員長等選出 ・策定スケジュールの説明 ・計画策定に関する基本方針についての提示 ・国・県の方針説明 ・牛久市の骨子フレームの説明
7月20日	<p>第1回審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状公布 ・委員長等選出 ・策定スケジュールの説明 ・計画策定に関する基本方針についての提示 ・国・県の方針説明 ・牛久市の骨子フレーム説明（簡易版）
9月28日	<p>第2回検討委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・牛久市スポーツ推進計画に伴う方針検討 ・牛久市スポーツ推進計画骨子、素案について
10月7日	<p>第3回検討委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・牛久市スポーツ推進計画の骨子について ・具体的な課題の検討について
10月14日	<p>第2回審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・牛久市スポーツ推進計画の骨子について ・牛久市のスポーツの現状と課題について ・基本的な計画の考え方と施策の展開について
2月1日	<p>第4回検討委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・牛久市スポーツ推進計画素案の検討について
2月6日	<p>第3回審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・牛久市スポーツ推進計画素案の検討について
2月10日～ 3月10日	意見公募（パブリックコメント）実施
3月13日	<p>第5回検討委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・牛久市スポーツ推進計画市民意見答申について
3月17日	<p>第4回審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・牛久市スポーツ推進計画最終案の検討について
3月23日	<p>教育委員会定例会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・牛久市スポーツ推進計画策定について

牛久市スポーツ推進計画

発行年月 令和5年(2023)年3月

発行 牛久市教育委員会スポーツ推進課

〒300-1207 茨城県牛久市ひたち野東 1-33-6

ひたち野リフレビル 5階

TEL:029-873-2111/FAX:029-872-2550
